



大阪社交新聞

厚生労働省認可団体所属組合
大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

vol. 38
2024 WINTER

〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-5-1
TEL 06-6641-1636

能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りします。また被災された地域の皆様へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧復興を願っています。

「梅は百花の魁」と言います。かたく結ばれていた蕾がやがてはころび花開くように被災地にも必ずや復興の花が咲くことを願ってやみません。日本はこれまでにもしばしば自然災害に見舞われてきました。この度の能登半島地震を決して「対岸の火事」と思わず、私たちも今一度災害への備えを見直すきっかけとしなくてはなりません。備えあれば憂いなしです。改めまして皆さん新年あけましておめでとうございます。

日頃よりお世話になっています行政関係、関係団体、企業の皆様には心より厚く御礼申し上げます。引き続き本年も当組合の運営や振興事業の推進にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

接客業は毎日違うお客様と接することで新鮮さを感じる一方で、どんなお客様にも寄り添えるような高いコミュニケーション能力も求められます。そのことを踏まえ接客のプロとしてお客様の満足度を追求し、お腹はもちろん心まで満たす接客の極意とは何だろうか?と考えたところ、アンケートから導いた答えが『笑顔』でした。接客の場面は業態によつてそのあり様は様々ですが、いずれにしても接客の良し悪しはお店の売上や収益力と直結していると言つても過言ではありません。小冊をぜひお役立てください。

組合では今後も引き続き基盤強化の核である組合員増強に注力するとともに、有益な補助金事業を提案し実践してまいります。本年の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和6年 新年互礼会 開催!

去る1月24日水曜日、ミナミの鳥よし本店において令和6年新年互礼会が開催されました。今年も大阪府健康医療部及び大阪市健康局をはじめ関係団体の他関係商社等多くのご来賓のご出席のもとに盛大な新年を祝う会となりました。

ご来賓を代表して大阪府食の安全推進課長、塙野将巳氏および大阪市生活衛生課長堀哲也氏、関係商社からアサヒビール株式会社大阪統括支社長の垣内康志氏の三氏よりそれぞれ互礼会祝辞をいただきました。



発行人 福長徳治 / 発行・編集 織田高央 / 大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-5-1 TEL 06-6641-1636



開催決定!!



開催日：令和6年5月13日(月)
会場：茨木高原カンツリー倶楽部

※8時30分～Out・In各5組 先着40名
みなさまのご参加をお待ちしています。
参加ご希望の方は、所属支部事務局もしくは支部長までご連絡下さい。

申込み締切り

令和6年4月12日(金)

問合せ先 本部事務局 06-6641-1636



第57回 令和6年度通常総会 開催決定!!

令和6年6月6日(木)
会場 ホテルロイヤルクラシック大阪



▼行事予定

- 令和6年3月11日(月)／大阪府食品国民健康保険組合 理事会・組合会
- 令和6年3月13日(水)／全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 正副長会議
- 令和6年3月14日(木)／全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 理事会
- 令和6年3月14日(木)／大阪府生活衛生営業指導センター 事務局長会議
- 令和6年3月19日(火)／OSR 経営相談会
- 令和6年3月26日(火)／OSR 令和5年度第1回理事会
- 令和6年3月29日(金)／大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会 定例理事長会

大阪社交新聞
vol.38 電子版

こちらから
ご覧いただけます。

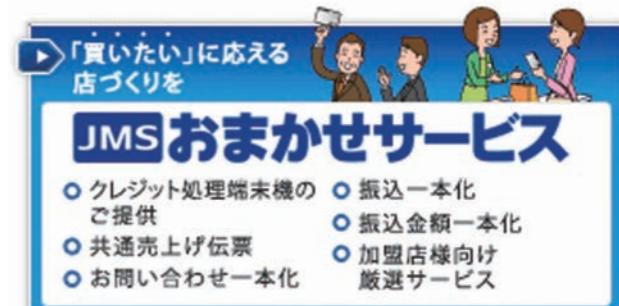
電子版だけの情報が満載!



JMS

株式会社ジェイエムエス

クレジットカードの決済代行ならジェイエムエスにおまかせ。



JMSなら1度のお手続きで
主要な国際ブランドのクレジットカード
すべてが利用可能に!

ご加入・お問い合わせはこちら TEL.06-6641-1636(組合事務局)

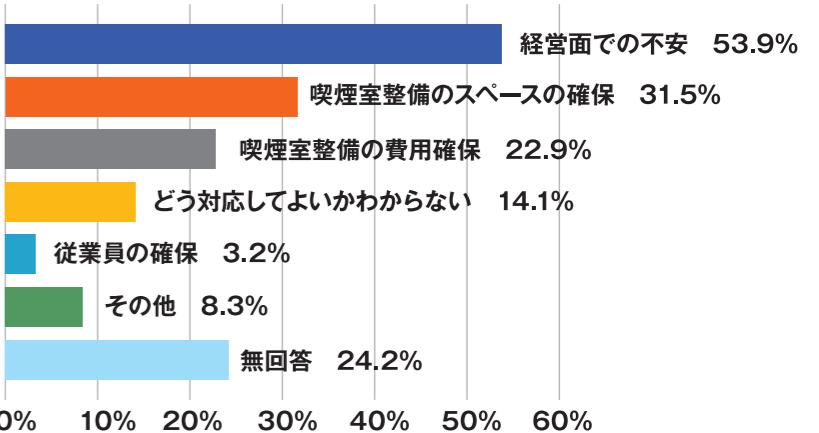


大阪府受動喫煙防止対策における飲食店実態調査

受動喫煙防止対策について、大阪府では健康増進法より厳しい条例が施行されています。（※1）2020年4月からは原則屋内禁煙が義務付けられました。経過措置として客席面積100m²以下で要件を満たしている飲食店は原則屋内禁煙が喫煙可能店にするかを選択することができますが、（※2）これまでの飲食店の経過措置が終わる（※3）来年2025年4月からは客席面積100m²以下であっても30m²以下を除く飲食店も原則屋内禁煙が義務付けられます。

大阪府健康医療部健康推進室が2022年度に行なった「受動喫煙防止対策における飲食店実態調査」の調査結果が取りまとめられましたので次のとおり周知させていただきます。

2022年度



2021年度と同様に、「経営面での不安」が一番多く、続いて「喫煙室設置のための費用の確保」といった資金面や「喫煙室設置のためのスペースの確保」を挙げる店舗が多く、回答の傾向に大きな変化はなかった。

令和6年4月から労働条件明示ルールが変わります



令和6年4月から、労働者の適正な労働条件を確保するため、人材募集時・雇用時・更新時に明示する労働条件の項目が次のとおり追加されます。

概要		
対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 <small>【改正労基第5条第1項第1号の3】</small>
有期労働契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 <small>(有期労働契約の通算賃料期間または更新回数の上限)</small> + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、 <small>その理由を明らかにして説明すること</small> <small>【改正雇止めに関する基準第1条】</small>
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 <small>無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること</small> <small>【改正雇止めに関する基準第5条】</small>

詳細については右記のQRコードからご確認下さい。



調査結果(概要)

- ◆ 健康増進法の認知度は、2021年度は97.8%に対し、2022年度は97.0%とほぼ変化なかった。
- ◆ 原則屋内禁煙（※1）の認知度は、2021年度は94.1%に対し、2022年度は93.9%とほぼ変化なかった。
- ◆ 2022年8月末時点の受動喫煙防止対策状況は、「店舗内禁煙」と回答した店舗は63.0%で、2021年度（60.3%）より上昇した。このうち、従業員を雇用している店舗でも、「店舗内禁煙」が70.1%で2021年度（68.4%）より上昇した。
- ◆ 受動喫煙防止対策の営業面での影響は、2021年度から回答の傾向に大きな変化はないが、「店内環境」については「良くなった」と回答した店舗が一番多く、それ以外は「どちらでもない」の割合が多かった。

- ◆ 喫煙可能店における大阪府受動喫煙防止条例（以下「府条例」という。）の認知度は、2022年4月施行分（※2）を「知っている」と回答した店舗は71.9%で、2021年度（59.0%）より上昇した。2025年4月施行分（※3）を「知っている」と回答した店舗は74.4%で、こちらも2021年度（68.2%）より上昇した。
- ◆ 喫煙可能店における「原則屋内禁煙」の課題は、「経営面での不安」が一番多く、続いて「喫煙室のスペースの確保」や「費用の確保」といった資金面を挙げる店舗が多かった。
- ◆ 喫煙可能店における「原則屋内禁煙」に取り組むための、支援・環境整備については、2021年度と同様に「経営面の不安に対する支援」が一番多く、回答の傾向に大きな変化はなかった。

本条例により、遵守されている組合員の皆様の経営面の不安解決に向けて、当組合では最善の方法を検討しながら支援策等の周知に努めてまいります。



開催 令和6年2月24日㈯
期間 ~令和6年4月20日㈰
開催会場
地下鉄・JR森ノ宮駅 東へ250m
北へ350m(徒歩12分) 特設会場



木下サーカス割引券配布
事業部／部長 池 健造



お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか？

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権のお手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問い合わせください。

著作権手続きについては、ホームページでもご案内しています。

<http://www.jasrac.or.jp>

著作権使用料の例

- カラオケ 月額3,500円（客席面積33m²まで）
組合員の方は2割引（2,800円）になります
- BGM 年額6,000円（店舗面積500m²まで）
組合員の方は2割引（4,800円）になります
※別途消費税相当額が加算されます

JASRAC®
日本音楽著作権協会 大阪支部

〒541-0042 大阪市中央区今橋3-3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F
Tel.06-6222-8261 Fax.06-6222-8260

「生活衛生営業の税制」最新版

全国生活衛生営業指導センターでは、「生活衛生営業の税制」の最新版を発行されましたので本誌に同封いたしました。税の優遇制度やインボイス制度の他、今年1月1日から電子帳簿保存法において電子取引の取引情報を電子データの形式で保存することが必須となり解説されています。下記のQRコードでご活用下さい。

所得税・贈与税の申告・納付は 令和6年3月15日まで

個人事業者の消費税等の申告・納付は 令和6年4月1日まで

所得税・贈与税の確定申告・納付期限は令和6年3月15日までです。

ページは右記のQRコードから

確定申告の主な留意点

スマートフォンでe-Tax

確定申告書作成コーナー

スマートフォンでe-Tax

手書き申告書用紙ダウンロード

国税を一時的に納付できない方のために猶予制度があります。右記のQRコードからご確認下さい。



毎回ご視聴いただきありがとうございます。今年も究極の一杯とお勧めの逸品を求めて皆さんのお店にちょこっと立ち寄ります。是非お店のPRにお役立てください。

取材＆出演ご希望者募集中!!
○所属支部長、もしくは事務局までご連絡ください



日本全国のバー業態店舗様限定 [完全無料] の会員制サービスのご案内

&BAR OWNER'S CLUB

会員特典

- 会員限定のお得なキャンペーンに参加できる
- BAR経営に役立つ情報が受け取れる
- &BARサイトの店舗管理機能が使える

特典例

- Amazonギフト券3,000円分
- イソップハンドソープ
- カクテルツールセット

お問い合わせ先 (&BAR運営事務局)
平日11:00~18:00 電話: 080-3694-9601
メール: support@andbar.net

完全無料!
5分で簡単お手続き
こちらから

